

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org

4. 保育所の規制緩和等について

(1) 規制改革会議・地方分権改革について

昨年12月に決定された規制改革会議の「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－」において、保育所における直接契約・直接補助方式の導入や保育所の入所基準等に係る見直しについては、様々な課題があることを考慮し、認定こども園の実施状況等を踏まえ、その可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討することとされ、これを尊重する旨の閣議決定もなされたところである。答申では、そのほか保育士資格制度の見直し、家庭的保育の拡充、病児・病後児保育サービスの拡充や認定こども園制度の見直しなども盛り込まれている。これを受け、本年3月には、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」が再改定される予定である。

また、地方分権改革については、平成19年5月に地方分権改革推進委員会が「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめたことをはじめ、同年11月には「中間的なとりまとめ」を決定したところである。「中間的なとりまとめ」においては、認定こども園制度の運用改善、幼保一元化に向けた制度改革や保育所を含めた福祉施設の設置基準の見直しなどが取り上げられている。これらの項目については、平成20年春以降順次「勧告」が行われてきたところであり、本年夏から秋には「地方分権改革推進計画」として閣議決定されることとなる。さらに、平成21年度内を目途に新分権一括法案の国会提出を目指すこととされている。

(2) 構造改革特区について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成19年度に引き続き、平成20年10月から11月にかけて、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第47条第1項に基づき、特区認定市町村における事業の実施状況についてアンケート調査を行ったところである。本年度は、自園調理の保育所との比較を行